第10節 営繕事業

1 官庁営繕の沿革

(1) 官庁営繕機構の変遷

近代の官庁営繕の実施機関は、明治2年、大蔵省に営繕司として発足したが、その所属が工務省、内務省などと変遷した後、大蔵省、逓信省を始めとする各省に分散して設置されていった。その後、大正12年の関東大震災により被災した中央官衙の復旧のために、大正14年大蔵省に営繕管財局が設置され、営繕の一元的実施の方向に向かった。戦後は、昭和20年に戦災復興院に引き継がれ、建設院を経て、23年7月、建設省の設置とともに、国の行う官庁営繕は一部を除き建設省が所掌することとなった。

北海道における官庁営繕機構の変遷は、中央とは多少異なった経過をたどった。昭和20年の終戦により、旧海軍施設部が運輸省に統合されて運輸省運輸建設本部となり、北海道では札幌市に地方出先機関として運輸省札幌地方建設部が設置され、これが北海道開発局営繕部の前身となった。昭和23年に建設省が設置されると、運輸省運輸建設本部は建設省に統合され、各地方建設本部はそれぞれ建設省地方建設局に吸収されたが、北海道では建設省直轄出先機関の建設省札幌地方建設工事部とされ、翌24年に建設省北海道営繕支局と名称変更された。

昭和25年、北海道開発法の成立により北海道開発庁が発足し、翌26年7月、同庁の地方支分部局として北海道開発局が設置されると、建設省北海道営繕支局はそのまま北海道開発局営繕部となり、 平成13年1月6日の省庁再編による国土交通省発足に伴い、国土交通省北海道開発局営繕部となった。

なお、北海道開発局営繕部の実施する官庁営繕は、各省庁の施設や合同庁舎を対象としており、道路、河川、農業、港湾等の公共事業に付随して必要となる事務所等の施設を対象とする事業営繕は各開発建設部が担当している。

(2) 官庁施設整備計画の沿革

ア 官庁施設整備関連の法律及び基準

昭和26年に官庁営繕法が制定された。この法律は、庁舎は国民の公共施設として、親しみやすく、便利でかつ安全なものでなければならないこと、また、庁舎は特に支障がない限り、合同化して建築しなければならないことなど、官庁施設整備の基本理念を示すとともに、各省庁の営繕計画書に対する建設大臣の意見の提示、国家機関の建築物に関する勧告など、建設省の権限と責任を明らかにしたものである。

昭和31年には官庁営繕法が改正され、名称も「官公庁施設の建設等に関する法律」(以下、「官公法」という)に改められた。この改正により、一団地の官公庁施設に関する規定が定められた。また、官庁営繕について建設大臣が所管する範囲が明確化され、他省庁が実施する官庁営繕の範囲が限定的に定められるとともに、保全に関する実地指導の規定も盛り込まれ、官庁営繕の一元的実施

のための制度の確立に一歩を踏みだした。

また、昭和35年3月の官公庁施設審議会において、国家機関の庁舎は原則として耐火構造とすべきであるとの意見が出され、30年代後半以降は木造による新たな施設整備はほとんど無くなった。

我が国の経済は、昭和 40 年代以降高度成長期及びオイルショックを経て安定成長を維持していたが、平成 3 年地価高騰を背景としたバブル経済が崩壊、景気が低迷し不透明感が広がった。その後、人口減少が進み、少子・高齢化社会の到来を受けて、障害者等を含む全ての人々を対象とした社会のバリアフリー化を重視する時代へと移行してきた。また、本格的な高度情報化社会の到来と言われているように社会・経済の情報化がますます進展している。一方で、地球温暖化をはじめとする環境問題への意識の高揚とともに、地域や地球規模の環境保全という観点が重視されている。

こうした背景の下、官庁施設においても、社会基盤を支える国民共有の財産として、その在り方が大きく変わってきている。このため、建設省は、平成5年5月の建築審議会答申「21世紀を展望した官公庁施設の整備水準の在り方について」に基づいて、6年12月には「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」を制定した。この基準は、21世紀を展望した良質な官庁施設の整備を図るため、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関し共通的に求められる基本的な考え方を示したものであり、この基本基準の下に、「官庁施設の環境保全性基準」「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」等の各種実施基準を体系的に位置付け、施設整備を更に推進することとなった。

この基準は、官庁施設を整備する際の位置の選定、規模の設定、構造の決定に関し、勘案すべき事項を定めたものであり、官庁営繕施設整備の計画、設計はこの基準に基づき行われている。

時代は、戦後復興、高度経済成長期以降の新築中心の時代から、適切に維持修繕、改修をしながら長く活用していく「ストックの有効活用」の時代を迎えた。そして、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を基に「安全で安心できるまちづくり」の実現のための制度面での充実強化等が必要とされたことから、平成16年に、建築基準法の改正に併せ「官公庁施設の建設等に関する法律」の一部改正が行われ、国の建築物を定期的に点検し安全性に万全を期すものとされた。

そして、平成22年5月には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立し、 これまでの非木造化の考え方から、低層の公共建築物については原則として木造化を図り、内装等 については低層・高層に関わらず可能な限り木質化を図る考え方に転換することとなった。

イ 地域における官庁施設整備構想

官庁施設は、行政事務を円滑に執行するとともに、国民に対して必要な行政サービスを提供する場であり、社会・経済の変化や、行政需要に適切に対応する計画的な整備を図ることが必要である。このため、昭和59年10月、建設省は全国の官庁施設の現状や将来需要等を把握し、施設整備の緊急度、用地取得の見通し等を踏まえ、長期営繕計画として、昭和60年を初年度とする「官庁施設整備10か年計画」を策定した。この計画では、良質なストックの確保とその効率的活用を図り、併せて地域における公共施設として良好な都市環境の形成に寄与することを目標としている。長期営繕計画は、5年ごとに見直すこととされており、平成2年3月には「第2次官庁施設整備10か年計画」

を、平成7年3月には「第3次官庁施設整備10か年計画」を策定した。平成12年3月の「第4次官庁施設整備10か年計画」の策定に当たっては、地方公共団体のまちづくり施策等と十分な連携を図り、地域の特性を生かした効果的で均衡ある官庁施設整備の推進を基本方針としている。

その後、平成18年7月の社会資本整備審議会建築分科会において、建議「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」がとりまとめられた。このなかで「一定エリア内の国家機関の建築物について、群としての施設整備計画を策定すべきである。」旨の建議がされた。また、財務省より「庁舎等使用調整計画の策定について」の通達の制定に伴う協力を要請されたところである。

これらを踏まえ、一定エリア内の国家機関の建築物を群としての効率的・効果的なファシリティマネジメントを行うため、財務省と連携しつつ、毎年度「地域における官庁施設整備構想」を策定している。

ウ 一団地の官公庁施設整備

官公庁施設をその機能に応じて都市の一定区域に集中配置することにより、一般の利用者の利便性向上、官公庁間の連絡事務の効率化を図ることが可能であり、さらに、良好な都市景観の形成にも寄与することができる。このため、都市計画法では、官公庁施設を機能に応じて集中的に配置する地区を設けることができることとされており、こうして設けられた地区を「一団地の官公庁施設」という。「一団地の官公庁施設」は、都市計画法第11条第1項に掲げられている「都市施設」の一つであり、同法の規程により、その区域内においては、官公庁施設以外の建築は規制されている。

北海道においては昭和60年2月に、札幌第1地方合同庁舎の建替計画において、札幌駅北口団地が全国12番目の「一団地の官公庁施設」として都市計画決定され、同合同庁舎の建設整備を行っている。

エ シビックコア地区整備

「シビックコア地区整備制度」は、地域住民の安全で豊かな生活を支える官公庁施設と民間建築物等が連携して、そこで暮らす人々の利便性を図りつつ、関連する都市整備事業との整合を図った計画を策定することにより、魅力とにぎわいのある都市の拠点地区の形成を推進するため、地域の特色や創意工夫を生かした街づくりを支援するための制度として平成5年3月に創設された。

北海道においては、「シビックコア地区整備制度」が積極的に活用されており、平成8年2月に 釧路シビックコア地区整備計画がさいたま新都心、岡崎市のシビックコア地区整備計画とともに全 国で始めて策定され、平成12年秋には釧路合同庁舎が完成し、その後、関連都市整備事業も完了し 供用が開始されている。このほか、旭川市が整備を進めている「北彩都あさひかわ整備事業」のシ ビックコア地区として、平成10年度に旭川シビックコア地区整備計画が策定され、平成20年夏に 旭川地方合同庁舎の整備が完了した。平成11年度には八雲町シビックコア地区整備計画が策定され ており、平成22年度末に八雲地方合同庁舎の整備が完了した。

なお、これらのシビックコア地区整備においては、関係地方公共団体と北海道開発局営繕部により北海道シビックコア地区整備連絡会議を開催し、まちづくりの情報等について意見交換が行われ

ている。

オ PFI 方式による事業

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、我が国における新しい社会資本整備手法として注目されている。平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)が制定され、その後、「基本方針」や各種ガイドラインが策定されて事業展開が行われている。

北海道開発局においても、財政資金の効率的活用を図るため、PFI法に基づく事業として、平成16年1月に苫小牧法務総合庁舎整備等事業に関する実施方針を公表した。事業の実施に当たっては、特別目的会社(Special Purpose Company)が本施設を設計、建設した後、施設を引き渡し、維持管理業務を行う、いわゆるBTO(Build-Transfer-Operate)方式が採用された。

その後、当該事業実施について客 観的評価を行い、PFI 事業として平



図 10-1 PFI方式により調達した苫小牧法務総合庁舎

成 16 年 12 月 20 日に事業契約が締結され、平成 31 年 3 月 31 日までの約 15 年間を建設・運用を含めた事業期間とし、平成 18 年の供用開始後の運用期間においては、施設の維持・管理に関する業績監視を行っている。

なお、本事業は平成17年3月に日本PFI協会による「日本PFI大賞」において、「地域完結型PFI賞」を受賞している。

(3) 官庁施設整備への取組

ア 安全で安心できる国民生活を支える官庁施設

官庁施設については、災害時において重要な役割を担うことになることから、昭和 62 年に制定された「官庁施設の総合耐震計画標準」等に基づき、防災拠点の整備や既存施設の耐震点検・防災点検を実施するとともに、必要な改修を順次実施してきた。

しかしながら、平成7年1月の阪神・淡路大震災では未曾有の大地震動、平成23年3月の東日本 大震災では未曾有の大津波により、官公庁施設も多くの被害を受け、災害対策活動のみならず、行 政サービスの提供に重大な支障を来した。このため、平成8年には官庁施設の耐震安全性の確保の ため、「官庁施設の総合耐震計画基準」を制定、平成25年には大津波等を想定した官庁施設の機能 確保のあり方について、対津波対策の強化についての考え方が盛り込まれた「官庁施設の総合耐震 ・対津波計画基準」を新たに制定し、防災拠点としての役割の重要度に応じて、建築物全体として の総合的な耐震性能、及び対津波性能を有する庁舎の建設を行うこととした。

さらに、地震防災機能が確保されていない可能性のある既存施設については、早期に耐震診断を 実施し、緊急性の高いものから計画的に改修を行うこととなり、平成18年8月25日に所管官庁施 設の耐震診断結果等を公表し、耐震性の低い施設を優先的に各省と連携し耐震化を鋭意進めている。

このような背景の下に、平成13年1月に国の合同庁舎としては全国で初めて免震構造を採用した 釧路地方合同庁舎が完成し、地域の防災拠点の中核施設として機能している。更に、平成21年3月 に道内官公庁施設としては初めての「免震レトロフィット」による札幌開発総合庁舎の耐震改修工 事を行い、既存ストックの有効活用と、安全・安心のさらなる向上を実現した施設となった。また、 平成30年11月には帯広第2地方合同庁舎が完成し、耐震安全性能、浸水対策、機能面に配慮した 災害対策室、緊急輸送道路からのアクセスや防災資機材の一時集積スペースの確保等、広域防災拠 点としての機能を有した施設として整備された。このように、災害対応の拠点施設となる合同庁舎 等、既存の施設についても新たに耐震・防災改修工事を実施し、耐震性能の向上を図っている。

対津波対策として、北海道は平成29年2月に日本海沿岸における津波浸水想定が公表され、それに基づき改修等の整備を進めており、今後太平洋沿岸が公表され次第、対策を講じていくこととしている。

イ 人と環境にやさしい官庁施設

官庁施設は身体障害者の人たちも利用することから、昭和56年2月に身体障害者等の利用に配慮 した設計指針を作成し、それを基に施設の新営を行うとともに既存施設の改修も実施してきた。

しかし、急速な少子・高齢化が進む中、高齢者、身体障害者等が自由に社会参加できるバリアフリー社会形成の必要性が認識されるようになり、平成6年6月、「高齢者、身障者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が制定、さらに平成18年6月、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が制定された。この法律に基づき、地域住民と直接かかわりの深い既存施設について、高齢者・障害者専用トイレやスロープ、自動ドアの設置、エレベーターの設置等の整備を引き続き行うとともに、すべての人が自立した個人として参画できる社会の実現を目指す観点からユニバーサルデザインの考え方も取り入れ、誰にでも利用しやすく、安全で快適な施設づくりを推進していくこととなった。旭川地方合同庁舎を始めとして、小樽地方合同庁舎、八雲地方合同庁舎に続き、以後の庁舎づくりにおいても先導的に取り組んでいる。

環境対策については、オイルショック以降の省資源・省エネルギー対策を考慮した施設整備が基となっている。平成元年に完成した札幌第1合同庁舎では地域熱供給から熱源の供給を受けるとともに、熱負荷・電力消費を抑える施設づくりを行っている。また、省エネルギー対策と室内環境の快適性に有効な外壁の外断熱工法を平成7年度完成の稚内地方合同庁舎等で採用したほか、函館地方合同庁舎の外壁改修を同工法で実施している。さらに地球規模で環境問題に対する関心が高まる中、平成10年3月「環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)計画指針」が出され、省資源・省エネル

ギー化、オゾン層保護・温暖化対策等を総合的に導入した施設整備を推進、平成 15 年には北海道スタンダードとして「外断熱建物に関する性能基準」を策定(令和 2 年改定)、平成 23 年 3 月「官庁施設の環境保全性基準」(平成 29 年 3 月改定)により、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進することとし、その後整備された新営庁舎や、既存庁舎の外壁改修、設備機器改修等で実践を進めている。

ウ 行政の高度化・情報化に対応する官庁施設

近年の情報・通信システムの高度化及び高度情報化社会の進展は、国民生活の中に様々な形で急速に浸透している。行政分野においても情報通信技術の積極的な活用による行政の質と行政サービスの向上が求められている。インターネット等のICT(Information and Communication Technology)の急激な発展と普及による情報ネットワーク化の進展、行政情報の積極的な提供及び申請・届出等手続きの電子化により、官公庁施設においても積極的に情報化への対応を意識した整備を推進している。施設整備に当たっては、要求される性能を満たすため、施設面の安全性・信頼性の対策を充実強化するとともに、施設のインテリジェント化、情報ネットワーク化等の電子化及び情報化への対応を図っている。

また、蓄積された行政情報や広範なネットワークを生かし、活発で効果的な施設の活用を図り、 周辺地域の魅力や個性ある取組などについての情報発信拠点としての役割を担うため、幅広い情報 発信のツールとして広報誌「営繕だより のーすういんど(1998 創刊-2020 廃刊、2001 より Web 公 開)」やインターネット等のメディアを活用して、官公庁施設における施策、技術情報、施設の利 用に関する情報等の発信を行っている。

エ 地域と連携した官庁施設

都市の中核施設としての官公庁施設は、都市の適切な位置に一定のまとまりをもって計画的に整備することにより、利用者の利便及び公務能率の向上に資するとともに、地域社会の共有財産として、地域との調和を図り、優れたデザインで美しいまちづくりを誘導する核となることが望まれている。

シビックコア地区整備制度の発足に伴い、地方公共団体をはじめとするその地域の様々な関係者と連携を図りながら魅力とにぎわいのある地区の形成を推進するため、「シビックコア地区整備制度」を活用し、釧路シビックコア地区整備に続き、旭川シビックコア地区の先導的施設となる旭川地方合同庁舎の整備を進め、平成16年にI期(東館)、平成20年にII期(西館)が完成し全面供用を開始している。また、道内3番目のシビックコア地区であった八雲町においても平成22年に八雲地方合同庁舎を完成させており、今後も、同制度を活用して、まちづくりに取り組む地方公共団体と連携を図りながら、賑わいの創出を目指してフォローアップに取り組むこととしている。

また、学識経験者、地域の有識者、施設利用者、地方公共団体、施設管理者等からなる地域連携 懇談会をプロジェクト毎に開催し、まちづくり、景観形成、ユニバーサルデザイン等における、意 見交換を行い、地域のニーズを把握し、施設整備に取り入れている。

(4) 官庁施設マネジメントへの取組

官庁営繕部門では、国家機関の建築物について計画的、効果的に整備・活用・保全をしていくため 各省各庁に対し、基準の制定、意見書、保全指導等の「指導・監督」を一元的に行っている。

北海道開発局においても、道内の国家機関の建築物について、各機関に対し以下の項目を中心に、 積極的な指導・監督を進めるとともに、地方公共団体にも情報提供を行っている。

ア 温室効果ガス排出削減の取組と営繕部の役割

地球環境問題は重要課題であり、平成10年には地球温暖化対策推進法が制定され、すべての者が自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出を抑制することが求められることとなった。

このようななか、政府自ら率先して実行することの具体な取組として、官庁営繕では官庁施設の整備にあたり、環境負荷低減に配慮した官庁施設整備を実施し、温室効果ガスの削減を推進してきたところである。

官庁営繕部門では、地球温暖化対策計画、政府実行計画及び国土交通省環境行動計画を踏まえ、官庁営繕環境行動計画を定め「地球温暖化対策・緩和策の推進」「再生可能エネルギー等の利活用の推進」「自然共生社会の形成に向けた取組の推進」「循環型社会の形成に向けた取組の推進」「政府実行計画に基づく環境対策の促進」のそれぞれに対し、実施する環境対策項目として、LED照明器具の採用、LCEMツールの活用、太陽光等の再生可能ネルギーの活用、木材利用、雨水利用等を毎年設定し環境対策に取り組んでいる。



図 10-2 環境負荷低減に配慮した官庁施設イメージ

北海道開発局では、道内の国の行政機関をメンバーとする北海道官庁施設等地球温暖化対策連絡協議会を設立し、温室効果ガス排出削減に関する情報提供や取組の推進等を図っているほか、保全実態調査等を活用し官庁施設のエネルギー使用量等の環境性能の評価・分析を行い、施設管理者に対し適切な運用管理の指導を行っている。

また、合同庁舎における温室効果ガス削減計画書の作成支援や施設管理マニュアルの整備、空気調和設備機器などの適正な運用の推進など、温室効果ガス削減に配慮した指導・支援を行っている。

イ 営繕計画調整及び使用調整計画・取得調整計画への技術協力

官庁営繕では、国家機関の官庁施設が良質で均衡のとれた施設として整備されることを目的として、各省各庁の長から送付される営繕計画書について、技術的見地から事前に必要な調整(営繕計画調整)を行っており、北海道開発局では、道内の施設に関する営繕計画に関し調整の基礎となる資料の作成を行っている。

また、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、平成19年3月に国有財産法の一部が改正されたが、庁舎等使用調整計画等の策定に当たり、財務省は国土交通省官庁営繕部門の協力を求めることができるとされ、技術的検証などが必要となった。この規定に基づき、財務当局の要請を受け、使用調整等に当たっては、北海道開発局が中長期の施設整備計画のため行ってきた「官庁建物実態調査」等で把握している既存施設の使用状況等を踏まえ、技術的視点から意見を送付している。

北海道開発局では、さらに、「官庁建物実態調査」に加え、保全指導の資料としての「官庁建物 保全実態調査」の調査結果を活用し、国有財産の一層の効率的な利用を図るための計画策定に対応 している。

ウ 施設管理者に対する適切な保全への指導

国家機関の建築物は、国民の生活や経済社会活動を支えるものであるため、施設の安全性や執務環境の確保、ライフサイクルコストの低減、ストックの長期的耐用性の確保、環境負荷低減等の観点から適正な保全が重要である。

また、既存建物の安全性等を確保するため、平成17年6月に改正建築基準法が施行され、一定の 用途及び規模要件に該当する建物は定期に調査し報告することが義務付けられたが、国の施設にお いては、官公法の改正により対象範囲を拡大して定期の点検が義務付けられている。

北海道開発局では、官公法に基づき毎年度各省各庁の施設管理者が実施する保全業務について、 道内全ての国の機関の建築物を対象に保全実態調査を実施しており、その実態を把握し保全の適正 化を図るため、必要に応じて実地指導、技術的助言・協力等を行っている。また、保全の向上のた め、国や地方公共団体の施設管理者等を対象に北海道地区保全連絡会議を札幌市の外3地区におい て開催し、保全に関する説明や様々な情報提供を行うほか、国の施設については個別に保全実地指 導を行っている。

さらに、官庁施設コールセンターを設置し、施設管理者に対し施設の維持管理上の相談対応を行うとともに、各省、各庁の出先機関における官庁施設における業務継続計画(BCP)への技術支援も実施している。

工 顧客満足度調査

顧客満足度調査は、官庁施設の利用者(職員及び一般利用者)、地域住民等に対し、アンケート調査等により施設に関する満足度及び種々のニーズが施設の総合的な満足度に与える影響を定量的に把握するとともに、要因分析、企画・設計段階へのフィードバックを行うことにより、官庁施設の改善及び顧客満足度の向上を図ることを目的に実施している。本調査は本省官庁営繕部が『マネジメント改革』に着手した平成13年度から3カ年にわたり試行を行い、平成16年度に調査方法について所要の見直しを行い、平成17年3月に「官庁施設における顧客満足度調査実施マニュアル」が

策定された。これに基づき平成 17 年度以降は、新築物件だけでなく大規模改修物件についても調査 を実施している

営繕部では平成14年度から令和2年度までに試行での調査結果を含め32施設において調査を実施しデータを蓄積している。各施設で得られた回答を規模や施設分類等に分けて考察することにより、具体的な改善点を把握し、計画や設計上の留意事項の検討・整理に活用している。

才 検査臨場

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月)の施行を受け、北海道開発局では、発注関係事務を適正に実施できるよう育成支援を行うこととしている。営繕部では地方自治体等の職員の検査技術等の習得を目的に、営繕部が所管する営繕工事の工事検査への臨場を可能としている。近年では、令和元年度に完成した庁舎の改修工事において、市町村の営繕担当職員に工事の現場及び書類検査への臨場を実施しており、参加者へのアンケート結果では検査の進め方や着目点等について参考になったという意見をいただいている。今後も、地方自治体等の支援の一環として、本取組を継続する。

(5) 公共建築に関する相談の取組

平成14年に、国土交通本省官庁営繕部をはじめ北海道開発局営繕部においても「公共建築相談窓口」が設置された。これは、国及び地方公共団体等の機関、建設業に携わる方々などへ公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談に幅広く対応する事を目的とし、開設以降、各方面からの相談に対応している。

また、平成29年には、官公庁施設整備における発注者のあり方についての答申により、「公共建築相談窓口」は、公共建築工事の発注者に対して十分な周知を行い、寄せられる相談に対して発注者の役割を踏まえた適切な助言等の対応を行うよう位置づけられた。

2 官庁営繕の事業概要

(1) 官庁営繕の業務の概要

ア 営繕計画書に関する意見書制度

各省庁は、新しく施設を必要としたり、既存の施設に修繕の必要が生じた際には、財務省へ予算要求を行うこととなるが、予算要求に先だって、その計画内容を記載した営繕計画書を国土交通大臣に提出することが法律で定められている。営繕計画書の提出を受けた国土交通大臣は、その計画内容の適否及び緊急性について、当該省庁の長と財務大臣に対して「営繕計画書に関する意見書」を提出し、

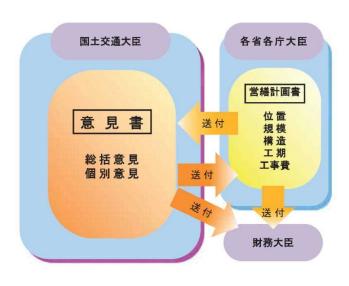


図 10-3 意見書制度の仕組み

財務省はその意見を踏まえて予算付けする仕組みになっている。

この意見書を作成するのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部であるが、道内の施設については北 海道開発局営繕部が意見書の基礎となる資料を作成している。

イ 事業実施

北海道開発局は、その時代の要請に応じた多種多様な施設整備を手がけてきたが、昭和 31 年の「官公法」の制定時に建設大臣が行う営繕の範囲が明確化され、一部施設を除き建設省官庁営繕部が予算計上するもののほか、各省庁が予算を計上するものについても支出委任制度により北海道開発局が国の施設の営繕を行ってきた。

一般的な事業の進め方は、管理官署(その施設を管理・使用する官署)と打合わせて基本計画、 予算実行計画を作成し、設計・積算・工事の入札を経て、工事監理を行い、工事完了後、完成検査 をして管理官署へ引き渡すことになる。引渡し後においては、庁舎管理者が施設を適正に運用して いくための助言や、施設の実態把握を基にした保全指導等を行っている。

ウ 整備と保全との一体的な取組

令和2年10月現在、道内における国家機関の建築物のうち建設後30年を超過している施設が、 延べ面積で36%、施設数で44%を占めている。

また、建設後 21~30 年の施設が、延べ面積で 18%、施設数で 24%を占めているが、一般的に建設後 30 年前後には大規模な修繕や大型設備機器の更新などが増えるため、これらの施設において修繕と更新を計画的に実施していく必要がある。

これまでも、施設の更新や改修にあたって、外壁、防水、設備等の機能維持の改修に加え、耐震 改修、高齢者・障害者への対応のための改修(ハートビル改修)、アスベスト対策、フロン対策等の 社会のニーズを的確に把握して改修を行ってきている。また、省エネルギー等による運用段階にお ける環境負荷低減に配慮した庁舎化、高度情報化等に対応した施設の更新等、新たな社会のニーズ に対応するための適切な機能更新についても着実に実施しているところである。

そのため、建設当初から施設の維持管理に考慮した施設整備を行うことはもちろん、中長期の改修計画を作成し、施設の長期的な有効利用と増大する改修工事の合理化・適正化に努めている。

施設を適正な状態に維持し、長期的な有効活用を図るため、官庁施設の現況を的確に把握した施設情報を整備し、適切な保全計画に基づく維持管理を行う総合的なストックマネジメントの構築を図っている。また、官庁施設の維持管理を担当する各省各庁の施設管理者による計画的な保全を実施するため、施設情報の交換、保全計画の作成指導、保全の実地指導を行いながら、中長期的な保全計画に耐久性の確保及び機能向上のための改修計画を組み込み、効率的な施設整備を推進している。

(2) 主要工事の概要

ア 合同庁舎

「官公法」においては、「庁舎は、土地を高度に利用し、建築経費を節減し、あわせて公衆の利便と公務の能率増進とを図るために、特に支障がない限りは、合同して建築しなければならない。」

とされている。

合同庁舎には、中央官庁が入居する中 央合同庁舎と地方出先機関が入居する地 方合同庁舎、港湾法に規定される通関を 中心とした海事関係機関等が入居する港 湾合同庁舎がある。

北海道における地方合同庁舎の建設は、昭和36年に完成した旧札幌第1地方合同庁舎が最初である。昭和40年代には札幌第2地方合同庁舎など4施設を、昭和50~60年代には函館地方合同庁舎など5施設の整備を図った。平成に入り、旧庁舎の老朽化に伴い計画した札幌第1合同庁舎は平成元年に完成した。

その後、札幌第3合同庁舎、稚内地方 合同庁舎、釧路地方合同庁舎、旭川地方 合同庁舎などの整備を図っており、平成 21年に小樽地方合同庁舎、平成22年に 八雲地方合同庁舎、令和元年度に帯広第 2地方合同庁舎が完成している。

港湾合同庁舎は、昭和40年代には小樽 港湾合同庁舎、函館港湾合同庁舎など7 施設を整備し、平成17年の花咲港湾合同 庁舎の完成で道内での整備は完了し、そ の後は、機能更新、耐震改修等のリニュ ーアルを進めている。

これからも、公衆の利便と公務の能率 増進、土地の高度利用及び建設経費の節 減のため、国家機関の庁舎については合 同庁舎化を図ることを官庁施設設備の基 本方針として、計画的に推進することと している。



図 10-4 旧札幌第 1 地方合同庁舎 (昭和 36 年完成)



図 10-5 旭川地方合同庁舎(平成 20 年完成)



図 10-6 帯広第 2 地方合同庁舎(令和元年完成)

注)法務総合庁舎は、開発局整備分

■:地方合同庁舎 □:港湾合同庁舎 • 法務総合庁舎

	No.		11	実	11	施	内	容					
地方合同	完成年度	構造	・規模	港湾	合同	完成年度	構造	・規模	法務総	:合 完	成年度	構造	・規模
札幌第2	S43	SRC-9-1	17, 485 m²	逐	館	S42	RC-5	9, 626 m²	網	ŧ:	S45	RC-2	516 m²
帯広	S44	RC-3	3, 170 m²	稚	内	S42	RC-4	3, 394 m²	静	村 :	S51	RC-2	$438\mathrm{m}^2$
岩見沢	S48	RC-3	2, 746 m²	留	萌	S43	RC-3	1, 780 m²	小	尊 :	S51	RC-2	1, 645 m²
北 見	S49	RC-3	3, 572 m²	釰	路	S46	RC-5	4, 415 m²	浦	可 :	S53	RC-2	$741\mathrm{m}^2$
函館	S54	SRC-7-1	8, 430 m²	根	室	S47	RC-3	1, 895 m²	枝	幸 :	S55	RC-2	$367\mathrm{m}^2$
江 差	S54	RC-3	2, 701 m²		小牧	S50	RC-3	3, 661 m²	N 20 N	官	H2	RC-4	4, 261 m²
留萌	S55	RC-2	2, 122 m²	花	咲	H17	RC-2	$736\mathrm{m}^2$	30103 2	見	H4	RC-3	1, 606 m²
札幌第1	H1	S-17-2	53, 031 m²						遠	坚	Н6	RC-2	$705\mathrm{m}^2$
寿都	H1	RC-2	1, 361 m²						苫小!	文]	H18	RC-4	$3,422\mathrm{m}^2$
倶知安	Н3	RC-5	3, 253 m²						室	嗣	H19	RC-3	1, 643 m²
室蘭	H4	RC-6-1	7, 701 m²										
札幌第3	Н5	S-15-2	24, 169 m²										
		SRC-7-1	9, 152 m²	開発	総合	完成年度	構造	・規模					
根室	Н6	RC-5	3, 944 m²	札	幌	S40	RC-6-1	11, 732 m²					
稚内	Н7	RC-6-1	9, 203 m²										
釧路	H12	SRC-9-1	25, 315 m²										
旭川	H20	SRC-6-1	24, 119 m²										
小樽	H21	SRC-6	11, 828 m²										
八雲	H22	RC-3	$2,604\mathrm{m}^2$										
帯広第2	R1	SRC-6	8, 704 m²										

図 10-7 合同庁舎・総合庁舎整備状況

イ 一般庁舎

北海道開発局の各開発建設部は社会基盤整備を総合的に推進するための拠点であると同時に、防 災拠点となる施設であり、昭和 26 年から 30 年代後半にかけて整備し、その後の業務量の増加に伴 い昭和 50 年代以降、室蘭、函館の新営と、網走、帯広の増築を実施した。近年では、平成 13 年 3 月に留萌を単独庁舎として新営で整備した。また、稚内、釧路、旭川については、合同庁舎の整備 にあわせ、それぞれの合同庁舎の入居官署となった。

裁判所関係では、地域社会の秩序を守る拠点として全道各地に建設してきたが、平成 12 年度に釧路地方・家庭裁判所及び旭川地方・家庭裁判所名寄支部を整備し、平成 18 年 3 月には伊達簡易裁判所、平成 21 年 3 月に釧路地方・家庭裁判所帯広支部を整備した。

法務・検察関係では、法務行政の円滑化を図るため、昭和 40 年代以降法務総合庁舎としての整備を図るとともに、法務出張所等の整備を進め、最近では出張所統合による狭隘の解消のため、平成16 年に札幌法務局日高支局、平成17 年に札幌法務局小樽支局、平成18 年に札幌法務局岩見沢支局などの整備を行っている。

国税関係では、地域住民とのかかわりの深い税務署庁舎を昭和30年代前半から順次整備を行っているところである。昭和51年の余市税務署の完成により庁舎の不燃化を達成し、平成15年函館税務署、平成16年旭川東税務署を新営で整備したほか、小樽税務署、八雲税務署が、合同庁舎の整備にあわせそれぞれの合同庁舎の入居官署となった。また、平成21年には、江差税務署が江差地方合同庁舎における使用調整により入居した。

その他、公共職業安定所、陸運事務所等を順次整備してきたが、現在は行政ニーズの変化に対応 した増築や新営、既存庁舎のグリーン化やリノベーションを進めており、平成21年12月には、紋 別税務署のリノベーション改修を完了させている。

平成22年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立および平成27年の同法の改正に伴い、公共建築物の原則木造化も積極的に取り組んでおり、平成30年には宗谷森林管理署及びえりも自然保護官事務所を整備している。

ウ 研修・教育施設

研修施設は、職員の研修・教育環境の整備を図るため、昭和40年代前半に税務大学校札幌研修所、 北海道警察学校、昭和50年代には、旭川・釧路・函館の警察方面分校、小樽海員学校、矯正研修所 札幌支所、航空大学校帯広分校、北海道障害者職業能力開発校等の整備を行っている。平成に入り、 北海道開発局研修センター、法務総合研究所札幌支所、函館視力障害センター等を新営で整備して いる。

大雪青年の家は、青少年の健全な育成を図るため、全国に建設された施設の一つで昭和 41 年に開所した。また、日高少年自然の家は、旧文部省の学制百年記念事業の一環として昭和 57 年度に開所し、多くの青少年に親しまれる施設となっている。いずれも現在は独立行政法人となっている。

工 試験研究施設

試験研究施設は、積雪寒冷地における試験研究機関として昭和 30 年代後半から北海道工業技術研

究所、昭和 40 年代後半から開発土木研究所を整備した。また、農林水産業の支援のため、昭和 40 年代から北海道農業試験場、森林総合研究所、家畜衛生試験場、北海道区水産研究所等の整備を行い、平成 8 年には北海道農業試験場畑作研究センターが道内に分散していた研究施設を十勝管内芽室町に集約して整備した。また、昭和 50 年以降には、さけ・ます資源の増大を目的として水産庁のさけ・ますふ化場の整備を多数行った。

その外、十勝家畜改良センター、新冠家畜改良センター、種苗管理センター等の整備も行っている。

なお、これらの機関は、現在、そのほとんどが独立行政法人となっている。

オ その外の施設

昭和20年代後半から30年代には自衛隊の前身である警察予備隊や保安隊の施設、公団住宅、労 災病院等の整備を実施し、昭和47年に開催された札幌オリンピック冬季大会では、真駒内スピード スケート競技場、真駒内屋内スケート競技場、大倉山ジャンプ競技場、男子選手村などの整備を実 施した。

政府専用航空機格納庫は、政府専用機2機(ジャンボ機)の格納、整備を目的に平成4年度に完成したもので、航空機格納庫の屋根となる幅157.0m、奥行き90.9m、最高高さ34.4mの屋根鉄骨をジャッキアップ工法を採用して設置した。

動物検疫所北海道出張所胆振分室は、外国から輸入した動物、畜産物等を介して家畜の伝染性疾病が日本国内に侵入することを防止する外、畜産等の輸出で、外国に家畜の伝染性疾病を広げることを防止することを目的に平成4年度に完成した。

岩見沢労災特別介護施設(ケアプラザ岩見沢)は、労災事故等により被災した高齢の重度被災労働者に介護を提供することを目的とする福祉施設で、全国で4番目の施設として平成5年度に完成した。

平成 20 年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおける報道関係者向けの施設として国際メディアセンターを仮設建築物として虻田郡留寿都村に整備した。この施設の建設を通じてサミットの主要課題のひとつであった「環境・気候変動」に対する我が国政府の姿勢を発信することを目指し、雪冷房、太陽光発電、植栽ルーバーを利用した壁面緑化などの環境技術を採用したほか、建築資材を徹底して再利用・再資源化することを目標に設計、建設を行い、その結果、建築資材の約99%を再利用・再資源化することになった。また、この取組みに対して道内官公庁施設では初めて、グッドデザイン賞を受賞した。

平成 31 年度には、北海道で初めての国立博物館である国立アイヌ民族博物館を白老町に整備した。博物館の他に、ウポポイ(民族共生象徴空間)には、体験交流ホールなど様々な施設を同時期に整備している。

(3) 既存施設の改修・改善整備

既存の庁舎等は、経年により機能低下を生ずるが、機能低下を回復するための経費として、施設特別整備費を計上し、毎年、計画的に実施している。

建物の修繕費には、建物の一部を全面的に更新するための臨時的修繕費と、部分的補修のための経常的修繕費の二つがある。このうち、前者を施設特別整備として国土交通省に計上し、北海道開発局営繕部で実施している。一方、後者については、各所修繕として省庁ごとに計上している。

・ 特別修繕 : 一般庁舎の劣化した機能を回復するために更新する修繕

• 合同庁舎特別整備

:合同庁舎の建築物としての機能を適正に維持し、管理・運営を適正に するための修繕・改善整備及び附帯施設の整備を対象としている。こ れまでも順次整備を図ってきたが、近年では、第1、第3地方合同庁 舎建設に伴う入居官署調整のため札幌第2地方合同庁舎の大規模な模 様替えを昭和63年度から実施し、平成6年度に完了した。

• 耐震対策等施設整備

:現行基準に基づいて既存官庁施設の耐震・防災性能を向上させるため の施設の改善であり、耐震改修及び防災改修からなっている。既存庁 舎の防災改修については、防災点検の結果に基づき整備を行ってきた が、平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災以降、特に重点的に実施 することとなり、函館港湾合同庁舎、網走開発建設部など災害対応の 拠点施設となる9施設について新たに耐震・防災改修工事を実施し、 耐震性能の向上を図っている。平成21年には、道内官公庁施設では初 めてとなる免震レトロフィット工事により、札幌開発総合庁舎の耐震 改修工事を実施した。

バリアフリー施策

:官庁施設は障害者の人たちも利用することから、昭和56年に建設省では「身体障害者等の利用を配慮した設計指針」を作成し、それを基に施設の新営を行うとともに既存施設の改修も実施してきた。その後、急速な少子化・高齢化社会への移行に伴い、高齢者、障害者等が自由に社会参加できるバリアフリー社会形成の必然性が認識され、平成6年6月、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が制定され、平成18年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に改正された。国土交通省においては、平成18年3月には「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」を制定し、これらの法律、基準に基づき、新営庁舎についてはもとより、既存の庁舎についても地域住民と直接かかわりの深い窓口官署について、高齢者・障害者を含めた全て

の利用者に使いやすい多機能トイレ、スロープ、自動ドア、エレベーター等の設置を引き続き行うとともに、ユニバーサルデザインの精神に沿って人にやさしい施設づくりを推進している。

・大規模リニューアル事業:国民共有の資産である官庁施設については、既存ストックの一層の有効活用を図っていく必要があり、これまでは、必要に応じて機能回復のための「修繕」を行いながら施設を活用し、社会経済情勢の変化による高度化・複雑化したニーズへの対応や施設の狭あい解消など、「修繕」では対応できない需要が生じた場合に「新築」や「建替え」を実施してきたが、新たに、大幅な改修を施すことにより既存施設の機能向上を図る「大規模リニューアル」を、新築、建替えと並ぶ施設整備需要への対応方策として位置付け、積極的に推進している。事例として、平成25年に札幌南税務署を、平成29年に浦河海上保安署を整備している。